



# 民営化議論の経過について

平成28年6月  
大阪市交通局

# 1. 民営化議論の経過（平成24～26年度）

平成24年12月 「地下鉄事業民営化基本方針(素案)」及び「バス事業民営化基本方針(素案)」策定

	【地下鉄】	【バス】
民営化の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立・持続：自らの経営責任で持続可能な交通機能を確認</li> <li>・成長・発展：お客さまサービスの向上や戦略的な事業展開</li> <li>・自治体財政への貢献：市からの繰入金の削減、市への納税（約50億円）・配当（約25億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の足として必要なバスによる輸送サービスを確保</li> <li>・官と民の適切な役割分担の再構築</li> <li>・持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立</li> </ul>
民営化の形	上下一体の株式会社とし、当面、100%大阪市出資の株式会社化を図る。将来、株式上場が可能な企業体を目指し、完全民営化も目指す。	必要な路線を維持する仕組みを確立し、民間バス事業者に運営を委ねることで持続的なコストダウンとサービス向上を図る。

平成25年1～2月 大阪市民・お客さまアンケートを実施【回答受付数:4,618人】

「民営化基本方針(素案)」について、多くの市民・お客さまからのご意見をいただいた。

- (地下鉄)・サービス向上(料金値下げ等)が期待できる
- ・職員の意識向上が期待できる
  - ・経費の削減が期待できる
  - ・民営化について議論等が不十分である

- (バス)・バス路線・サービスの維持・向上が期待できる
- ・バス路線・サービスの低下を懸念する
  - ・運転手等の意識の向上が期待できる
  - ・公営企業として経営改善や財政支援により維持すべき など

民営化について  
肯定的なご意見の方 64.9%：否定的なご意見の方 35.1%

民営化について  
肯定的なご意見の方 60.2%：否定的なご意見の方 39.8%

平成25年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」  
上程

平成25年2月 「地下鉄事業民営化基本方針(案)」及び「バス事業民営化基本方針(案)」策定

平成25年3月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」  
継続審査(1回目)

平成25年5月 「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」及び「バス事業民営化基本プラン(案)」策定

平成25年5月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」  
継続審査(2回目)

平成25年8～9月 市民・お客さまとの意見交換会を開催（7回開催、276名の参加）

# 1. 民営化議論の経過（平成24～26年度）

平成25年9月 「大阪市鉄道ネットワーク審議会」に関する条例案を上程・議決の上、同審議会を設置  
(平成26年8月 答申(最終とりまとめ))

大阪市域における望ましい鉄道ネットワークについて、大阪市としての考え方を明確にする。

平成25年12月 継続審査(3回目)

平成26年3月 継続審査(4回目)

平成26年5月 継続審査(5回目)

平成26年8月 「地下鉄民営化の論点整理と民営化後の事業展開について」  
「議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について」とりまとめ

(地下鉄) 改めて民営化の意義・目的等の論点整理や「産業競争力強化法」の適用、民営化後の事業展開の検討を行いとりまとめた。

(バス) 議会から提起された、大阪シティバス(株)への「一括譲渡」「段階的譲渡」について、課題や解決に向けた考え方をとりまとめた。

平成26年11月 「バス事業民営化推進プラン(案)(大阪シティバス(株)への一括譲渡によるスキームについて)」策定

議会での議論を踏まえ、地下鉄との一体性や連携を確保するため、大阪シティバス(株)へ一括譲渡するスキームとした。

平成26年11月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」  
否決(1回目)

(主な否決理由)

- ・白紙委任となる条例案は認められない
- ・新規事業の具体的な中身が見えてこない
- ・地下鉄のデューデリジェンス内容が明らかではない
- ・現状のバス路線すら守られる保証はない
- ・大阪シティバス(株)の資産・資本・経営体制に課題がある
- ・私鉄に拡大すると公約していた敬老パスについて、プラン(案)にうたわれていない
- ・コンプライアンス体制に課題がある

など

(民営化に対する意見)

- ・交通事業の民営化に決して反対するものではない
- ・これで民営化議論は終わりではなく、今日が新たなスタートであり、引き続き交通局と真剣に議論していく

平成27年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」  
再上程 → 否決(2回目)

## 2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成27年8月	「民営化議論の経過と今後の取組み・考え方について」策定
民営化に関する 条例案の考え方	<p>(議会の意見) 「従来の廃止条例案だけでは、市長への白紙委任である。まずは、民営化基本計画を地方自治法第96条第2項の議決対象とするための手続き条例を制定していただきたい。」</p> <p>(今後の進め方)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①地方自治法第96条に基づく条例案(96条条例案) →基本方針を議会の議決事件とすることを規定した条例案</li><li>②基本方針議案 →引継ぎをするための基本方針を定めたもの</li><li>③廃止条例案 →市営交通事業を廃止するための条例案</li></ol> <p>という手続きを踏んで民営化を達成していくこととした。</p>
平成27年9月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」及び 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」上程	
(手続き条例案の骨子) <ul style="list-style-type: none"><li>■ 地下鉄事業を廃止するときは、地下鉄事業は本市が出資を行い設立した株式会社(バス事業は大阪シティバス株式会社)に事業を引き継ぐものとする。</li><li>■ 市長は、引継ぎをするための「基本方針」を策定するものとする。</li><li>■ 市長は、「基本方針」を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</li></ul>	
平成27年10月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」及び 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」可決・施行	

## 2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成28年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」及び  
「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」上程

(地下鉄基本方針案の骨子)		(バス基本方針案の骨子)	
① 新設会社に引き継ぐ事業の種類、範囲	引継ぎ時に運行している路線（御堂筋線～今里筋線、ニュートラム）	① 大阪シティバス㈱に引き継ぐ範囲	引継ぎ時にバス事業が運行している路線
② 新設会社の株式の所有	引継ぎ時には、本市がその全部を所有	② 大阪シティバス㈱の株式の所有	地下鉄事業等を引き継ぐために本市が出資を行い設立した株式会社（地下鉄新会社）に引き継ぐ
③ 新設会社に引き継ぐ資産、負債及び権利義務	地下鉄事業会計に属する資産、負債並びにその他権利及び義務は、原則としてその全部を新設会社に引き継ぐ	③ 自動車運送事業会計に属する資産及び負債の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産は大阪シティバス㈱へ譲渡するもの等を除き、高速鉄道事業会計に有償所管換えし、企業債等の債務の返済資金等に充当する。なお、返済資金等が不足する場合は、高速鉄道事業会計が負担し、大阪シティバス㈱には負債を引き継がない</li> <li>大阪シティバス㈱がバスの運行に必要な営業所、バス車両等の資産は、地下鉄新会社が同社へ賃貸する</li> <li>大阪シティバス㈱がバスの運行に必要な機器及び資産備品は有償、停留所施設等は無償により同社へ譲渡する</li> </ul>
④ 新設会社に引き継ぐ職員に関する取扱い	業務が適切に行われるよう、新設会社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐ	④ 大阪シティバス㈱に引き継ぐ職員に関する取扱い	業務が適切に行われるよう、大阪シティバス㈱の方針に基づき必要な職員を引き継ぐ
⑤ 引継ぎに際して新設会社に求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送の安全の確保</li> <li>「ひとにやさしい市営交通」の精神の承継</li> <li>未着手の地下鉄条例路線に関する市の方針の尊重</li> <li>多様な事業展開に伴う沿線・地域の活性化への貢献</li> <li>企業の社会的貢献</li> <li>新設会社と本市との間での会議体の設置</li> </ul>	⑤ 引継ぎに際して大阪シティバスに求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送の安全の確保</li> <li>「ひとにやさしい市営交通」の精神の承継</li> <li>自らの経営責任による交通機能の確保・充実、鉄道との連携、地域の利便性の確保</li> <li>路線、運行回数、運賃などは原則として概ね5年程度は譲渡時の水準を維持するものとし、その後も本市の交通政策部門が設置する「バス運行にかかる協議体」へ参画し、より良いサービスを提供</li> <li>大阪シティバス㈱と本市との間での会議体の設置</li> </ul>

平成28年2月 「経営健全化計画について(自動車運送事業)」上程

自動車運送事業会計は、平成26年度決算における資金不足比率が国の定める経営健全化基準である20%以上となったことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第23条第1項に基づき、本計画を策定。

- 計画期間：平成27年度から平成30年度までの4年間  
ただし、計画期間内の出来る限り早い時期に民営化を達成する
- 基本方針：今以上の事業規模（路線）の見直しは市民生活に大きな影響を及ぼすこと、厳しい本市の財政状況の中、一般会計からの繰入を増加することは困難であること、仮に公営を継続した場合も資金不足比率が解消できる見込みがないこと、などといった状況を踏まえ、民営化により公営企業としてのバス事業を終結させることで、資金不足の処理を行うこととする
- 会計精算：市内部の借入金は返済不能であり、出資に対し配当する残余財産も残されていないことから、一般会計や高速鉄道事業会計からの借入金については返済免除とする

## 2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成28年3月 「地下鉄事業民営化プラン(案) 参考資料1」及び「バス事業民営化プラン(案) 参考資料2」策定

「民営化基本プラン(案)」などこれまで策定してきた資料を踏まえ、さらに議会からいただいた民営化に対する課題などを盛り込んだ上で、基本方針案を補足するための資料として取りまとめた。

### 【「地下鉄事業民営化プラン(案)」のポイント】

- これまで納税50億円・配当25億円、計75億円としていた本市への財政貢献額を、納税52億円・配当38億円、計90億円へと増額修正したこと
- 市と新会社との間で会議体を設置すること
- 地下鉄事業会計に属する資産について、どの資産を新会社に引き継ぎ、どの資産を現物出資対象財産から除外するかという整理方針案を取りまとめたこと

### 【「バス事業民営化プラン(案)」のポイント】

- 大阪シティバス(株)の経営方針や体制について取りまとめ
- 民営化後の具体的な組織設計
- お客さまサービスの向上としての取組みを検討している様々な重点実施策
- 地下鉄新会社とのグループ会社としての具体的な経営戦略など
- 民営化後の中長期的な収支計画

平成28年3月 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定についての一部修正の承諾を求めることについて」及び「経営健全化計画について(自動車運送事業)の一部修正の承諾を求めることについて」提出

(主な修正点)

基本方針案 「路線、運行回数、運賃などは原則として引継ぎ後概ね5年程度は引継ぎ時の水準を維持する」

↓  
少なくとも10年

健全化計画 「計画期間内の出来る限り早い時期に民営化を達成する」

↓  
削除

健全化計画 「一般会計からの借入金62億円は返済免除」

↓  
「一般会計からの借入金は高速鉄道事業会計から拠出して返済」

平成28年3月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」継続審査(1回目)  
「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」及び  
「経営健全化計画について(自動車運送事業)」可決

平成28年5月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」継続審査(2回目)